

美唄市合同墓のご案内

美唄市では、少子高齢化や核家族化などにより、お墓の承継やお墓を建立することが困難な方など、墓地に対する新たな市民ニーズに対応するため、新たに合同墓を整備しています。

合同墓とは、一つのお墓に合同で焼骨を埋蔵する形態のお墓で、最大で1,500体の焼骨が収蔵可能な施設です。

現在、令和4年9月末完成に向けて合同墓整備工事を進めており、納骨は10月中旬からを予定しています。

つきましては、9月5日(月)より合同墓の申請予約受付を開始いたします。窓口の混雑緩和のため、あらかじめ電話等で申請日時を予約の上、生活環境課へお越しください。



—イメージ図—
故郷（ふるさと）である美唄らしさを感じられ、見晴らしや周囲の景観との調和に配慮した丘の上に合同墓を設置します

1 合同墓の場所

- ・ 美唄市光珠内町3区 美唄斎苑の西側

2 使用できる方

- ・ 申請時において市内に住所または本籍を有する方
- ・ 市内に住所または本籍を有していた方の焼骨を埋蔵しようとする方

3 使用料

- ・ 1体につき3万円
※申請者が市外に在住の場合は、1体につき5万円
- ・ 使用料は前納とし、支払いは1回限りです

4 申請方法

- ・ 申請は、窓口の混雑緩和のため、あらかじめ電話等で申請日時を予約の上、生活環境課へお越しください

※予約受付は、9月5日(月)より開始します

- ・ 合同墓の申請に必要な書類等は申請の際に直接ご説明いたします

【合同墓の注意事項】

合同墓への焼骨の埋蔵の際は、焼骨を保管していた骨つぼ等から当該焼骨を取り出し、直接埋蔵します。

埋蔵後は、焼骨を取り出すことはできませんので、申請にあたっては、ご家族などで十分にご相談・ご検討ください。

5 合同墓の場所、お問い合わせ先



[お問い合わせ先]

市民部生活環境課環境係
美明市西3条南1丁目1-1
電話 0126-62-3145